

論文式試験問題集 [公法系科目第 1 問]

【公法系科目】

【第1問】（配点：100）

議会制民主主義においては、主権者である国民の意思を議会へ反映させる上で、議会の構成員となる議員を選出する選挙が重要な役割を果たしている。そこで、有権者が選挙に積極的に参加すること、また、候補者が自らの主張や公約等を有権者に対して十分に伝えられることが求められる。

20**年以降、我が国では投票率が低下し続け、研究者による有権者の動向調査では、近い将来、国政選挙の投票率が30パーセントを下回ると予想されている。このままでは、多数の有権者からの支持を受けていないという意味において、十分な民主的正統性を備えていない国会議員が恒常的に出現することとなる。これを受けて、人々の間では、結果的に議会制民主主義の危機ともいえる事態を招くのではないかと懸念が共有されるようになった。そこで、この事態を回避するための積極的な施策の導入が模索され始めている。

また、候補者や政党が自らの主張や公約等を伝えるための選挙運動の一つとして、公職選挙法に定める街頭演説がある。街頭演説とは、例えば、候補者らが、のぼりを立てて街頭の一定の場所にとどまって演説したり、選挙運動用自動車等の上やその周囲で演説したりするものを指す。街頭演説では、聴衆が大声で声援を送ったり、ヤジを飛ばしたり、候補者や政党の主張や公約等に関する内容を記したプラカードを掲示したりすることがある。そうした行為の中には、演説者が圧迫感を覚え、萎縮して演説を続けづらくなるような不穏当な行為もあったが、演説の妨害に至らない限り、これを処罰の対象とする法律の規定はなかった。20**年以降、そうした行為が頻発したことが社会問題化し、街頭演説の場で聴衆が遵守すべき新たなルールの設定を求める声が次第に強くなってきている。

以上のことを背景に、Xを含む超党派の国会議員は、主に以下のような内容を盛り込んだ公職選挙法の一部を改正する法律案の骨子（以下「本法案骨子」という。後掲【資料】を参照。）を用意した。

施策① 国政選挙における強制投票制度の導入

- (a) 国政選挙における投票を義務化する。
- (b) 国政選挙で連続3回にわたり不投票であった有権者の国政選挙権を、5年間停止する。

施策② 街頭演説における聴衆による不穏当な行為の禁止

街頭演説の際、演説者が圧迫感を覚え、萎縮して演説を続けづらくなるような、聴衆による不穏当な行為を禁止する。

Xは、本法案骨子の憲法適合性について法律家甲に相談した。その際の甲とXとのやり取りは、以下のとおりであった。

甲：本法案骨子のうち、まずは施策①の(a)について伺います。国政選挙における投票を義務化すること自体の目的は、どのようなところにありますか。

X：本来、議会は、多数の有権者からの支持を受けた議員によって構成されるはずですから、国政選挙における昨今の低投票率現象は議会制民主主義の維持にとって極めて深刻な事態です。今後、更なるその事態の進行が懸念される中、国民主権の下で有権者が選挙権を行使することの重要性を人々に再認識してもらい、その権利の行使を促して国政選挙における投票率を上げることに主たる目的があります。

甲：多数の有権者が選挙に参加することで初めて議会の民主的正統性が確保されるという趣旨は理解できます。それを十分確保できないとなると、民主的統治の在り方全体に関わってくる問題となりますね。

X：はい。そこで、世界には投票の義務化で高い投票率を維持する国があることから、我が国でもその導入によって同様に投票率の向上が見込まれると考えました。

甲：そうですか。ただ、権利の行使を義務化するというのは人権論の視点からは異例なことです。そこで、選挙権の性質や選挙の諸原則を踏まえつつ、まずは投票の義務化の憲法適合性について独立して検討します。

X：よろしく申し上げます。

甲：次に、投票の義務化が仮に合憲であるとしても、施策①の(b)は、別途、検討する必要があります。投票の義務化に当たり、選挙権の停止にまで踏み込んだ意図はどこにありますか。

X：選挙で漫然と投票を放棄する者は、議会制民主主義における選挙権の重要性を忘れている可能性があります。そこで、こうした制限により、人々が選挙権の重要性を再認識することを期待しています。

甲：選挙権を制限するこのような施策には、判例も踏まえた慎重な検討が求められます。特に、この制限が「選挙の公正」を確保することとどう関係するのかといった点に注目した方がよさそうです。

さて、別の質問です。我が国では、新聞各社の世論調査によると、「国政選挙において一定期間投票をしないと、その選挙権が停止されるとしたら、あなたは投票に行きますか。」という質問に対して、7割程度の人々が「行く。」との回答を示していますから、選挙権の停止は、投票率を上げる手法として効果がありそうです。もっとも、諸外国では、選挙権の停止ではなく、罰金を伴う強制投票制度を導入して90パーセント程度の高投票率を維持している場合が多く見られます。そうであるにもかかわらず、今回、罰金といった手法を採らないのはなぜですか。

X：罰金ですとペナルティとしての側面が強く出てしまいますし、また、罰金を払いたくないだけの無責任投票が増えるのではないかと考えたからです。さらに、選挙権の停止の方が、高い意識を持って投票に臨む契機になり、施策目的に、より合致すると判断しました。

甲：なるほど。その他、検討を行う上で注意すべきことはありますか。

X：高齢や障がい等を理由に投票に行けない方々の取扱いや、5年という停止期間の相当性は、当方で今後、検討します。ですから、これらの点は今回、甲さんに検討をお願いする対象から外していただいかまいません。

甲：分かりました。次に施策②について伺います。この規制の意図はどこにあるのでしょうか。

X：選挙運動における街頭演説は、候補者等が、有権者に対して自らの主張や公約等をしっかりと伝えるための重要な手段です。しかし、大声での声援、ヤジ、プラカードの掲示等、一部の聴衆の不穏当な行為により、演説者が圧迫感を覚え、萎縮して演説を続けづらくなると、候補者は自らの主張や公約等を有権者に十分に伝えることができなくなります。そこで、施策②は、街頭演説において、場所と時間を限って、聴衆によるそのような不穏当な行為を禁止することで、演説をする側の利益を守ることを目的としています。これは、ひいては聞く側の利益を守ることもつながります。なお、これは飽くまで選挙運動に関する規制であり、さらに、一定の場所や時間に限ったものであることを強調しておきます。

甲：国政選挙の候補者に対してメッセージを伝達する機会を聴衆から奪うという意味で、聴衆の表現の自由に対する過度な規制にならないかといった点を検討する必要があります。

X：その点の十分な検討もお願いしたいです。

甲：さて、本法案骨子によれば、演説者が萎縮するのであれば、支援者が大声で声援を送る場合なども、この規制の射程に含まれるはずですが、しかし、規制対象行為を聴衆が行った場合に当該行為者に対してその行為の中止命令を出すためには、街頭演説の主催者の要請に基づくことが必要です。このような仕組みでは、大声での声援等でも、街頭演説の主催者側が問題視しない場合については中止命令が出されないことから、実質的には候補者を支持しない聴衆のみが排除されるといったことにはならないのでしょうか。

X：どうでしょうか。支援者と反対者とがその場で言い争いを始め、それが演説を続けづらくなるような不穏当な行為に該当する場合には、両者に対して命令を出すことを主催者が要請すること

も考えられます。

甲：施策②では、罰則も用意されていますね。

X：はい。しかし、この施策が聴衆による一定の言動等に対する制約とも受け取られることを意識し、慎重な制裁の手順を用意しています。また、命令違反に対する罰金は5万円以下としていますが、これは公職選挙法の「選挙の自由妨害罪」が定める「4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金」と比べると大分軽い刑罰です。

甲：分かりました。では、施策①及び施策②の憲法適合性について、判例その他を踏まえた専門的な検討をしたいと思います。

【設問】

あなたが検討を依頼された法律家甲であるとして、施策①及び施策②の憲法適合性について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。施策②の規制対象行為の不明確性及び過度広汎性については論じる必要はない。

【資料】

公職選挙法の一部を改正する法律案の骨子

第1 国政選挙における強制投票制度の導入

1 投票の義務化

衆議院議員及び参議院議員の各選挙（補欠選挙を含む。以下「国政選挙」という。）の選挙権を有する者は、国政選挙において投票をしなければならない。

2 国政選挙権の停止

国政選挙において連続3回にわたり投票をしなかった者は、当該3回目の投票日の翌日から5年間、国政選挙における選挙権を停止する（異なる二つ以上の国政選挙が同日に実施される場合、これを1回と数える。）。

第2 街頭演説における聴衆による不穏当な行為の禁止

1 選挙運動中の街頭演説の演説者から半径25メートル以内にいる聴衆は、街頭演説の主催者が指定する30分以内の間、演説者が圧迫感を覚え、萎縮して演説を続けづらくなるような不穏当な行為をしてはならない。

2 1に指定する場所、時間内において、1に掲げる行為をした者に対しては、街頭演説の主催者の要請に基づき、選挙管理委員会（比例代表選挙の場合には中央選挙管理会、衆議院議員又は参議院議員の各選挙区選挙の場合には都道府県又は参議院合同選挙区の各選挙管理委員会をいう。）が、当該行為の中止を命じ、それに従わなかった場合には当該場所からの退去を命じることができる。これらの権限は、選挙管理委員会によって街頭演説が行われる場所に派遣された者が、選挙管理委員会に代わって行使する。

3 2に掲げる退去命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

論文式試験問題集 [公法系科目第 2 問]

【公法系科目】

【第2問】（配点：100〔【設問1】(1)、【設問1】(2)、【設問2】の配点割合は、35：15：50〕）

Aは、B市内の郊外において、鶏を500羽以上飼養する施設（以下「本件養鶏場」という。）を令和6年9月に設置し、本件養鶏場で生産された鶏卵を販売している。本件養鶏場は、悪臭防止法第3条にいう規制地域内にあり、本件養鶏場から40メートル離れた場所には、Cが所有する一戸建て住宅（以下「本件住宅」という。）がある。高齢であるCは、本件住宅に1人で居住していたが、本件養鶏場設置前の同年8月に、本件住宅内で転倒して骨折し、B市に隣接するD市内の病院に入院した。令和7年1月以降、Cは同市内の介護老人保健施設に入所している。そのため、本件住宅は、現に居住している者がいない状態が続いている。

令和6年10月、B市に対して、Aによる本件養鶏場の設置について市民から情報提供があった。そのため、B市の担当職員Eは、Aとの間で事実確認を行った上で、Aに対し、本件養鶏場がB市生活環境保全条例（以下「本件条例」という。）第29条第1項の特定家畜飼養施設に該当するにもかかわらず、同項所定の設置届出書が提出されていないこと、また、同条第2項の規定により、本件住宅の居住者Cの同意を得る必要があることを告げた。これを受けて、Aは同月中に設置届出書を提出したが、Cの同意を得ていなかった。Eがこの点について質問したところ、Aは、Cは本件住宅に居住しているとはいえないから、そもそも同意を得る必要はないと主張した。これに対し、Eは、Cの住民票上の住所は本件住宅の所在地のままとなっており、Cは一時的に本件住宅を離れているにすぎないことを指摘した。しかし、Aは、Cの同意を得る必要はないとする立場を崩さなかった。

B市は、令和6年11月以降、本件養鶏場の敷地境界線の地表における臭気測定を毎月実施した。本件養鶏場の所在地についての悪臭防止法第4条第1項第1号に基づく規制基準では、アンモニアの許容限度は1ppmとされているところ、令和7年2月以降、0.8ないし0.9ppmのアンモニアが計測されるようになった。また、同年3月には、本件養鶏場から65メートル離れた場所に居住する住民Fが、本件養鶏場から自宅に向かって風が吹いてきた場合には不快な臭いが感じられることがあるとの意見をB市に提出した。そこで、B市は、同年4月、同法第20条第1項に基づいて本件養鶏場の立入検査を実施しようとしたが、Aはこれを拒否した。

令和7年5月7日、B市長は、Aに対し、本件条例第32条に基づく勧告（以下「本件勧告」という。）を行った。本件勧告は、同年6月16日までに、本件条例第29条第2項違反の状態を解消するための措置をとること（以下「勧告事項1」という。）、本件養鶏場について悪臭防止法第20条第1項に基づく立入検査に応じること（以下「勧告事項2」という。）、本件養鶏場は不快な臭いにより周辺地域の生活環境を損なうおそれがあると認められるため、施設の運用の改善、設備の改良等、悪臭の原因となる物質の排出を減少させる措置をとること（以下「勧告事項3」という。）を求めるものであった。しかし、Aは、いずれの勧告事項についても、それに対応した措置をとることはなかった。

令和7年7月1日、B市長は、Aに対し、B市行政手続条例の規定（行政手続法第30条と同旨の規定である。）に基づき、弁明の機会の付与の通知を行った。この通知には、Aが本件勧告に従わなかったことを理由として、Aに対して本件条例第33条第1項に基づく指示（以下「本件指示」という。）を発する予定であること、本件指示の内容は、指示発出後40日以内に勧告事項1～3に対応した措置をとることを求めるものであること、弁明書の提出期限は同月15日であることに加えて、本件指示に従わない場合には本件条例第34条に基づく公表を行う方針であることが記載されていた。

この事態に至ってAは、本件条例第34条に基づく公表が行われた場合には、本件養鶏場で生産された鶏卵の販売に支障が生じるおそれがあるのではないかと、さらに、Aの養鶏業者としての信用

や社会的評価が害されるのではないかと考えた。そこで、Aは、弁護士Gの事務所を訪問し、同事務所に所属する弁護士Hと面談した。以下に示された【法律事務所の会議録】は、令和7年7月7日に、本件についてG及びHが会議を行った際の記録である。これを踏まえて、Gの指示に応じるHの立場に立って、設問に答えなさい。

なお、関係法令の抜粋を、【資料 関係法令】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

【設問1】

- (1) 本件勧告及び本件指示が抗告訴訟の対象となる処分当たるか否かについて、「①本件勧告は処分性を有しないが②本件指示は処分性を有する」という立場では、どのような主張をすべきか。①及び②のそれぞれについて想定される反対の見解の論拠を踏まえて検討しなさい。
- (2) Aが本件指示の差止訴訟（行政事件訴訟法第3条第7項）を提起した場合、「重大な損害を生ずるおそれ」（同法第37条の4第1項本文）は認められるか、検討しなさい。解答に当たっては、本件指示が抗告訴訟の対象となる処分当たることを前提にしなさい。

【設問2】

Aが本件指示に対する抗告訴訟を適法に提起した場合、本件指示の前提となる本件勧告が違法であることについて、Aはどのような主張をすべきか。想定されるB市の反論を踏まえて検討しなさい。解答に当たっては、本件勧告に手続的違法はないことを前提にしなさい。

【法律事務所の会議録】

弁護士G：本件条例は法律の委任に基づかずに制定されたものですが、地方公共団体が環境保全の見地から条例を制定すること自体は、当然に禁止されるものではありません。まずは、本件条例の規定そのものは適法であるという前提で考えてみましょう。

弁護士H：そうすると、本件養鶏場は本件条例第29条第1項の特定家畜飼養施設に該当し、本件条例第32条の要件を充足する場合には、同条に基づく指導又は勧告が可能になります。

弁護士G：本件勧告についてはB市行政手続条例の規定による弁明の機会の付与がされなかったため、B市は、本件指示は処分であるが、本件勧告は処分でないと考えているのでしょうか。

弁護士H：本件勧告は行政指導なので、処分性がないということではないでしょうか。

弁護士G：処分性に関しては、行政指導の性格を有する病院開設中止勧告が抗告訴訟の対象となる処分にあたることを認めた最高裁判決（最高裁判所平成17年7月15日第二小法廷判決・民集59巻6号1661頁）がありますので、この判決がいかなる理由で処分性を認めたのかを明らかにした上で、本件勧告の処分性についても同様に考えることができるのか否かを検討する必要があります。他方で、本件条例の規定をみると、罰則が全くありません。そのため、本件勧告はもちろん本件指示も処分に当たらないという見方もあるかもしれません。

弁護士H：罰則がないことは処分性の有無にとって決定的とはいえませんが、本件条例第33条第1項に基づく指示に従わない者に対しては本件条例第34条に基づく公表が予定されていますので、指示の処分性を認めることができるように思います。

弁護士G：それでは、本件勧告は処分性を有しないが、本件指示は処分性を有するという考え方について、それがどのような論拠に基づくものであるか、整理してください。

弁護士H：拝承しました。

弁護士G：本件条例第33条第1項に基づく指示の処分性が認められる場合、本件では一定の処分たる本件指示がされようとしているといえますから、その差止訴訟を提起できるかどうか論点になり得ますね。

弁護士H：差止訴訟の訴訟要件に関しては、公立学校の教職員に対する懲戒処分の差止訴訟において行政事件訴訟法第37条の4第1項本文の「重大な損害を生ずるおそれ」があるとした最高裁判決（最高裁判所平成24年2月9日第一小法廷判決・民集66巻2号183頁）があります。

弁護士G：それでは、その最高裁判決の判示内容を踏まえて、本件指示の差止訴訟を提起した場合に「重大な損害を生ずるおそれ」の要件が充足されるかどうかについて、まとめておいてください。本件では指示の発出後直ちに公表が行われるわけではないようですので、その点にも注意して検討してください。

弁護士H：そのように検討いたします。

弁護士G：提起すべき訴訟が差止訴訟になるにせよ、取消訴訟になるにせよ、本案においては、本件勧告が適法であるかどうか为主要な争点になります。本件勧告が違法であるとする立場からは、どのように論じればよいでしょうか。

弁護士H：本件勧告には3つの勧告事項があり、勧告事項1及び2は、本件条例第32条のうち「特定家畜飼養施設がこの条例、悪臭防止法（中略）の規定に適合していないとき」という要件に該当することを前提にしたものとみられます。

弁護士G：それでは、勧告事項1及び2との関係では、当該要件の該当性が認められるかどうかという観点で検討してみましょう。まず、勧告事項1は、AがCの同意を得ておらず、本件養鶏場が本件条例第29条第2項に違反していることを理由とするものです。もっとも、Cは本件住宅に現に居住しておらず、本件住宅に居住者はいないのではないかと問題になります。この点については、そもそも規制距離内の住宅に居住者がいない場合には同項の違反はないと解されるのではないのでしょうか。

弁護士H：本件条例第29条第2項にいう居住者を、規制距離内の住宅に現に居住している者と解すると、Cは居住者に当たらないこととなります。他方で、B市は、住宅から一時的に離れているにすぎない者は居住者に該当するという立場をとっています。本件養鶏場が設置された令和6年9月の時点では、Cは一時的に本件住宅を離れていたにすぎないといえなくもありません。

弁護士G：仮に本件養鶏場の設置当時においてCが本件条例第29条第2項にいう居住者に該当していたとしても、本件勧告がされた時点においては、同項の違反はないと論じることはできないでしょうか。

弁護士H：令和7年1月からCが入所している介護老人保健施設は長期間の入所を想定した施設ではありませんので、Cが本件住宅に戻ってくる可能性はあったとも思われますが、実際には本件住宅に人が住んでいない状態が継続しています。このような状況に鑑みると、少なくとも本件勧告がされた時点においては、Cは居住者ではなくっており、本件条例第29条第2項の違反もないと主張することも可能ではないかと思えます。

弁護士G：次に、勧告事項2についてはどうでしょうか。

弁護士H：勧告事項2は、悪臭防止法第20条第1項に基づく立入検査の拒否を理由にするものです。これに関しては、まず、Aが立入検査を拒否したからといって、本件養鶏場が本件条例第32条にいう「悪臭防止法（中略）の規定に適合していないとき」に当たるのかという問題があるように思います。また、本件養鶏場について同法第20条第1項に基づく立入検査を行うことができるのか、すなわち、同項は、同法第8条第1項の規定による措置に関して立入検査を行うことを認めていますが、本件の事実関係の下では同法第8条第1項の要件が充足されていないのではないかという問題もあるように思います。ただし、同項の要件が充足されていない場合であっても、事案によっては立入検査を行うことができるという考え方もあるかもしれません。

弁護士G：仮に悪臭防止法第20条第1項の規定の違反があるとしても、これについては同法に定める措置によって対処すべきではないかという問題もありますね。このような見地から本件条例第32条に定める要件の該当性は認められないとする主張も考えてみてください。最後に、勧告事項3は、本件条例第32条のうち「当該特定家畜飼養施設に係る周辺地域の生活環境を損なうおそれがあると認められるとき」という要件に該当することを前提にしたものですね。

弁護士H：本件では悪臭防止法第4条第1項第1号に基づく規制基準に適合しない状態が確認されておらず、本件養鶏場の臭いという点では、本件条例第32条のうち「特定家畜飼養施設がこの条例、悪臭防止法（中略）の規定に適合していないとき」という要件の該当性は認められないと考えられます。このような場合において、「周辺地域の生活環境を損なうおそれがあると認められるとき」に当たるかが問題になると思います。他方、B市は、本件養鶏場の敷地境界線の地表において、令和7年2月以降、0.8ないし0.9ppmのアンモニアが計測されている点と、周辺住民のFから本件養鶏場の臭いについて意見が出された点に着目して、「周辺地域の生活環境を損なうおそれがあると認められるとき」という要件の該当性を主張することが予想されます。

弁護士G：B市はこの要件の認定について裁量が認められると主張するでしょうから、仮にそのような立場に立った場合、Aとしてはどう論じるべきかという観点からの検討もお願いします。

弁護士H：お任せください。

【資料 関係法令】

○ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「特定悪臭物質」とは、アンモニア（中略）その他の不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質であつて政令で定めるものをいう。

2 （略）

（規制地域）

第3条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。次条（中略）において同じ。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場（以下単に「事業場」という。）における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物（特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。以下同じ。）の排出（中略）を規制する地域（以下「規制地域」という。）として指定しなければならない。

（規制基準）

第4条 都道府県知事は、規制地域について、その自然的、社会的条件を考慮して、必要に応じ当該地域を区分し、特定悪臭物質の種類ごとに次の各号の規制基準を当該各号に掲げるところにより定めなければならない。

一 事業場における事業活動に伴つて発生する特定悪臭物質を含む気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準 環境省令で定める範囲内において、大気中の特定悪臭物質の濃度の許容限度として定めること。

二、三 （略）

2 （略）

（改善勧告及び改善命令）

第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。

2～5 （略）

（報告及び検査）

第20条 市町村長は、第8条第1項（中略）の規定による措置に関し必要があると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、悪臭原因物を発生させている施設の運用の状況、悪臭原因物の排出防止設備の設置の状況、（中略）その他悪臭の防止に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、当該事業場に立ち入り、悪臭の防止に関し、悪臭原因物を発生させている施設その他の物件を検査させることができる。

2～4 （略）

第28条 第20条第1項の規定による報告をせず（中略）又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

○ B市生活環境保全条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、健康又は生活環境に係る被害を防止すること等により、市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定家畜飼養施設設置の届出）

第29条 周辺地域における生活環境に影響を及ぼすおそれがある施設として別表で定める家畜及び飼育数〔（注）別表では、「鶏」については「500羽以上」と定められている。〕を飼養する施設（以下「特定家畜飼養施設」という。）を設置しようとする者は、あらかじめ設置届出書その他の書類を市長に提出しなければならない。

2 特定家畜飼養施設は、別表で定める規制距離〔（注）別表では、鶏を500羽以上飼養する施設については、近隣の住宅から距離が「50メートル」とされている。〕内に設置してはならない。ただし、当該規制距離内の住宅の居住者の同意があるとき（中略）は、この限りではない。

3、4 （略）

（指導及び勧告）

第32条 市長は、特定家畜飼養施設がこの条例、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、（中略）の規定に適合していないとき、又は当該特定家畜飼養施設に係る周辺地域の生活環境を損なうおそれがあると認められるときは、当該特定家畜飼養施設の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。

（指示）

第33条 市長は、特定家畜飼養施設の設置者が正当な理由なく前条の規定による指導又は勧告に従わなかったときは、当該設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 市長は、前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめB市生活環境審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第34条 市長は、前条第1項の規定による指示を受けた特定家畜飼養施設の設置者がその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（審議会）

第37条 市長は、第33条第1項の規定による指示その他この条例の施行について必要な事項を審議させるため、B市生活環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 識見を有する市民
- 三 その他市長が適当と認める者